

北九州市老朽空き家等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却を促進するため、予算の範囲内で建築物の除却に要する費用の一部を補助することにより、もって市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいう。
- (2) 「老朽空き家等」 空き家（附属する工作物を含む。）であつて、昭和56年5月以前に建築されたもの又は建築された部分を含むものをいう。（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物(長屋は除く。)は除く。）
- (3) 「所有者等」 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 老朽空き家等の所有者（所有者等が未成年者の場合は、その親権者）
 - イ アの法定相続人
 - ウ ア又はイに該当する者の同意を得た者
 - エ その他市長が認める者
- (4) 「暴力団」 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 「暴力団員」 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 「市内業者」 北九州市内の個人事業者、又は北九州市内に本店を有する法人事業者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (5) 国又は地方公共団体でないこと。
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項に基づく命令を受けていないこと。

(補助金の交付対象建築物)

第3条の2 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 市内にある老朽空き家等であること。
- (2) 補助金交付要領で定める要件に該当するものであること。
- (3) 固定資産課税台帳記載事項証明書で、床面積及び昭和56年5月以前に建築されたもの又は建築された部分が確認できるものであること。
- (4) 補助対象建築物に係る解体除却工事に、現に着手している建築物でないこと。
ただし、安全上支障のある最小限の箇所のための工事はこの限りではない。
- (5) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (6) この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(補助事業の要件及び補助金の交付額)

第4条 補助事業は、次に掲げる要件を満たす解体除却工事とする。

- (1) 補助対象建築物であること。
 - (2) 所在地を原則として更地にする工事であること。ただし、老朽空き家等の一部又はこれに付属する門および塀等を残置することが安全上やむを得ないと市長が認める場合はこの限りではない。
 - (3) 市内業者である解体事業者等（補助金交付申請者の3親等以内の者が代表者又は役員である解体事業者等は除く。）に請け負わせるものであること。ただし、市内業者に請け負わせることができない特別な理由があると市長が認める場合は、この限りではない。
- 2 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に定める額のいずれか小さい額に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、千円未満を切り捨てるものとする。
- (1) 除却に要した額（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (2) 別に補助金交付要領で定める基準額
- 3 前項に定める額は、1棟（附属する建築物を除く）につき30万円を上限とする。
ただし、区分所有された長屋については、次に掲げる場合を除き、その区分につき30万円を上限とする。
- (1) 一の所有者等が、隣接している複数の区分所有部分について補助金の交付申請を行う場合。
 - (2) 一の所有者等が、隣接している区分所有部分の所有者から同意を得て複数の区分所有部分について補助金の交付申請を行う場合。

(補助対象建築物の要件の確認)

第5条 補助金の交付を受けようとする空き家の所有者等は、判定依頼申出書（様式第1号）を市長に提出し、第3条の2に定める補助対象建築物の要件の確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があった場合において、現地調査等により補助対象建築物の要件の判定を行い、結果を補助金の交付を受けようとする空き家の所有者等に通知しなければならない。

- 3 前項の規定に基づき市長が通知した判定結果の有効期限は、当該通知の日が属する年度の末日までとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 前条の規定において補助対象建築物の要件を満たした補助金交付申請者は、補助事業の実施前に、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 補助金交付申請者は、前項の申請を行う場合において、老朽空き家等について権利を有する者が他にあるときは、その全ての者から補助事業の実施について同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請者に、別に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。
- 5 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、別に定める補助金不交付決定通知書により、その理由を付して補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するときは、軽微なものを除き、速やかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、別に定める補助金交付変更決定通知書により補助事業者に通ずるものとする。
- 3 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合に準用する。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その翌日から起算して20日以内又は当該年度2月10日までのいずれか早い日までに、別に定める除却完了報告書に关系書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条に規定する通知を受け、補助金を請求するときは、別に定める補助金請求書に关系書類を添えて、当該年度3月10日までに、市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第10条の2 補助金交付申請者又は補助事業者は、補助金の請求及び交付を解体事業者等に委任する（以下「代理受領」という。）ことができる。

- 2 前項の規定による請求及び交付は、補助事業者による補助金の請求及び交付とみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める補助金の交付対象者、第3条の2に定める補助対象建築物及び第4条第1項に定める補助事業の要件に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第7条及び第8条並びに第10条に規定する申請等の手続きを行わないとき。
- (4) 第7条及び第9条の審査により不相当と認められたとき。
- (5) 第15条第2項の指導に従わないとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 前項の規定は、第9条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

- 3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書又は補助金交付決定一部取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、事情により補助事業を中止又は廃止するときは、すみやかに別に定める補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(事務の代行)

第13条 補助金交付申請者は、第6条に規定する申請の手続きを、第三者に代行させることができる。

- 2 補助事業者は、第7条及び第8条、第10条並びに第12条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。

- 3 補助金交付申請者又は補助事業者は、前項の手続きを代行させる場合、別に定める補助金申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

(返還命令)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、別に定める補助金返還命令書により行うものとする。（第12条第3項において準用する場合を含む。）

(照会並びに検査等の実施)

第15条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会並びに補助事業の検査等を実施することができる。

2 市長は、前項の照会並びに検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(関係法令の遵守等)

第16条 補助事業者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

(書類の整理)

第17条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 第6条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第6条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(その他)

第19条 補助金の交付に関し必要な事項はこの要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱の運用について必要な事項は、別に都市戦略局長が定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。